

農業制度資金の概要

融資機関	資金区分（主な資金用途等）	貸付対象者	貸付限度額	償還期限（年）	うち据置（年）	問い合わせ先	
農業経営改善関係資金	公庫資金	◎農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） 意欲ある農業者の経営改善のための長期資金 ・農地取得資金 ・設備資金 ・長期運転資金	認定農業者	個人 3億円 （複数部門経営等は6億円） 法人 10億円 （民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）	25年以内	10年以内	㈱日本政策金融公庫 農業協同組合 信用農協連合会 各市町村 農業振興事務所
		◎経営体育成強化資金 意欲ある農業者の経営改善のための長期資金 ・農地取得資金 ・設備資金 ・長期運転資金	主業農業者等	個人 1億5,000万円 法人・団体 5億円	25年以内	3年～10年以内	㈱日本政策金融公庫 農業協同組合 信用農協連合会 各市町村 農業振興事務所
		◎青年等就農資金 新たに農業経営を開始する青年等の経営改善のための長期資金 ・設備資金 ・長期運転資金	認定新規就農者	個人・法人 3,700万円 （特認限度額 1億円）	17年以内	5年以内	農林水産省経営局就農・女性課 ㈱日本政策金融公庫
		◎農業改良資金 新作物分野・新技術等へのチャレンジのための資金 ・設備資金 ・長期運転資金	個別法に基づく農業改良資金通法の特例適用者 ①農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 ②米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等 ③六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。） ④みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等	個人 5,000万円 法人、団体 1億5,000万円	12年以内	3年～5年以内	㈱日本政策金融公庫 農業協同組合 信用農協連合会 各市町村 農業振興事務所
農協等の民間金融機関		◎農業近代化資金 意欲ある農業者の経営改善のための長期資金 ・設備資金 ・長期運転資金	認定農業者 主業農業者等	個人 1,800万円（特認 2億円） 法人・団体 2億円	7～20年以内	2～7年以内	農業協同組合 信用農協連合会 農林中央金庫 銀行 信用金庫 信用組合
		農業経営改善促進資金（スーパーS） 意欲ある農業者の経営改善のための短期資金 ・短期運転資金	認定農業者	個人 500万円 （畜産・園芸については4倍） 法人2,000万円 （ " " ）	1年以内	—	農業協同組合 信用農協連合会 各市町村 農業振興事務所
農業負債整理関係資金	公庫資金	◎経営体育成強化資金 ・償還負担の軽減のための長期資金 ・営農負債（制度資金を含む）の借換資金	主業農業者等	・制度資金以外：個人1,000～2,500万円 法人4,000万円 ・制度資金：既往借入金の5年間分（特認10年間分）の償還額の合計（ただし、農業経営改善関係資金と合わせて個人1億5,000千万円、法人5億円の範囲内）	25年以内	3年以内	㈱日本政策金融公庫 農業協同組合 信用農協連合会 各市町村 農業振興事務所
	農協等の民間金融機関	◎農業経営負担軽減支援資金 ・営農負債の借換え	農業者（個人・法人）	営農負債の残高	10年以内 ※ただし、既往債務の年間償還額から見て、特に必要があると認められる場合の償還期限は15年以内	3年以内	農業協同組合 信用農協連合会 農林中央金庫 銀行 各市町村 農業振興事務所
セーフティネット資金	公庫資金	◎農林漁業セーフティネット資金 自然災害、社会的要因等による一時的影響に対応する資金 ・長期運転資金	主業農業者等	600万円 （簿記記帳農家：年間経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額）	15年以内	3年以内	㈱日本政策金融公庫 農業協同組合 信用農協連合会 各市町村 農業振興事務所
資本性ローン		◎農林漁業経営資本強化資金 新たな事業展開等に対し、民間金融機関からの資金調達を円滑にするため、自己資本とみなして取り扱うことができる資本性資金 ・設備資金 ・長期運転資金	認定農業者	1億円又はみなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額のいずれか低い額	5年1か月以上20年以内（期限一括償還）	—	㈱日本政策金融公庫